

墓石等工事業者の皆様へ

工事を行う上での注意事項

- 1 富谷市営墓地条例施行規則第12条の墓地の施設等の制限(設置基準)を遵守してください。(使用の手引き8、9 ページ参照。)
- 2 工事を行う前に、隣接する墓地及び工事に使用する通路沿いの墓碑等に破損がないか必ず確認し、破損があった場合は管理人へ報告してください。
- 3 工事にあたっては、隣接する墓地及び工事に使用する通路沿いの墓碑を傷つけないよう、細心の注意を払ってください。
- 4 万が一隣接する墓地及び工事に使用する通路沿いの墓碑や施設、樹木等を傷つけた際は、工事完了後に提出する「墓地一時使用許可に係る工事完了検査申請書」に記入し、管理棟事務所へ報告してください。毀損した場合は、これを原状に回復し、又は損害を賠償していただきます。
- 5 工事のため、使用の手引きに工事車両の進入区域を認めていますが、通路等は歩行者の方々も利用しますので、必ず徐行してください。
また、墓地区域外の道路は駐車禁止となります。
- 6 カニクレーン等の重機を使う際は、アスファルトや芝等を傷つけないようコンパネ等で養生してください。
- 7 「一時使用許可申請書」が提出された区画から順次一時使用許可しますが、付近の区画で既に工事を行っている等の場合は、工事に入る時期を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 8 供用開始後は多数の墓石等工事業者が出入りするようになりますので、車両を停める際や重機を置く際は十分ご配慮ください。
- 9 工事をする際は、やすらぎパークとみやの電気や水道は使用しないでください。
- 10 工事に入る際と工事終了後は、その都度管理人へお声がけをお願いいたします。
- 11 工期を延長する場合、もしくは当初から工事に1ヶ月以上期間を要する場合は、「工期延長願」を提出いただきます。
- 12 工事完了後は「墓地一時使用許可に係る工事完了検査申請書」を提出していただきます。管理人が設置基準を満たしているかを確認いたします。